

令和6年

# 議会運営委員会記録

令和6年11月26日

和光市議会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和6年11月26日（火曜日）  
午前 9時30分 開会 午前11時01分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	鎌 田 泰 春 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	議 長	安 保 友 博 議員
副 議 長	小 嶋 智 子 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	企 画 部 長	大 野 久 芳
総 務 部 長	松 戸 克 彦	企 画 部 審 議 監 兼 次 長 兼 秘 書 広 報 課 長	茂 呂 あかね
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	渡 部 剛		

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	平 川 一 朗	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について  
令和6年和光市議会12月定例会の会期日程等について
- 特定事件3 議会に関する条例、規則、規程に関することについて
- 特定事件7 議会だよりの編集、作成について
- 特定事件9 その他議会運営に関することについて  
議会報告会の総括について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

初めに、市長より挨拶を求められています。

柴崎市長。

○柴崎市長 おはようございます。

本日は、令和6年12月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきましてありがとうございます。

今定例会につきましては、11月28日に開会すべく、21日に招集告示をさせていただいたところです。

提出する案件は、土地の交換が1件、財産の貸付けが1件、変更契約の締結が1件、専決処分の承認が1件、指定管理者の指定が3件、条例の一部改正が3件、市道路線の廃止及び認定が2件、補正予算が7件の合計19件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきまして、総務部長から順次御説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○吉田武司委員長 市長は公務のため退席します。

休憩します。（午前 9時31分 休憩）

再開します。（午前 9時32分 再開）

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和6年和光市議会12月定例会の会期日程等について、特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについて、特定事件7、議会だよりの編集、作成について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会の総括についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和6年和光市議会12月定例会の会期日程等についてを議題とします。

提出議案は議案19件です。

提出議案の説明を願います。

松戸総務部長。

○松戸総務部長 おはようございます。

それでは、本会議に提出する議案について順次説明いたします。

初めに、議案第82号、土地の交換について説明いたします。

丸山台1丁目に存する市有地278.74㎡と和光市駅北口土地区画整理事業地区内の民有地365.69㎡の土地の交換をしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、この案を提案するものでございます。

次に、議案第83号、財産の貸付について説明いたします。

和光市役所議事堂1階について、株式会社ファミリーマートを事業者として選定し、貸付けを行いたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、この案を提出するものでございます。

次に、議案第84号、中央公民館雨漏改修工事の変更契約の締結について説明いたします。

中央公民館雨漏改修工事の請負については、本年6月定例会において議決を賜り、令和6年6月27日付で株式会社共進と請負契約を締結しておりましたが、工事の過程において追加の工事内容が発生したことから契約内容を変更する必要性が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、この案を提出するものでございます。

なお、本件の変更後の契約金額は1億7,303万円となり、当初の契約金額から803万円の増額となります。

続きまして、議案第85号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

令和6年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第3号）につきましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に要する経費を計上したものでございます。

当該補正予算につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、その承認を求めるものでございます。

次に、議案第86号、和光市生活介護施設（知的障害者）の管理を行わせる指定管理者の指定について説明いたします。

当該施設について、令和7年度から令和11年度までの管理を行わせる指定管理者として社会福祉法人和光市社会福祉協議会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、議案第87号、和光市総合福祉会館の生活介護施設（身体障害者）の管理を行わせる指定管理者の指定について説明いたします。

当該施設について、令和7年度から令和11年度までの管理を行わせる指定管理者として社会福祉法人和光市社会福祉協議会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、議案第88号、和光市総合福祉会館の就労継続支援B型施設の管理を行わせる指定管理者の指定について説明いたします。

当該施設について、令和7年度から令和11年度までの管理を行わせる指定管理者として社会福祉法人和光市社会福祉協議会を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定によ

り、この案を提出するものでございます。

次に、議案第89号、和光市監査委員条例及び和光市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の引用条項について所要の改正を行いたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、議案第90号、和光市税条例及び和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、令和6年和光市議会6月定例会において、陳情第2号、入湯税課税免除に関する陳情が採択されたこと及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い関連規定を整備したいので、地方税法第3条第1項及び地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、議案第91号、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、和光市国民健康保険ヘルスプランに基づき令和7年度から保険税率を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、議案第92号、市道路線の廃止について説明いたします。

朝霞和光資源循環組合のごみ広域処理施設整備事業用地とするため、事業用地内の和光市道を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、議案第93号、市道路線の認定について説明いたします。

議案第92号により廃止した和光市道のうち、朝霞和光資源循環組合のごみ広域処理施設整備事業用地外の部分を再認定するとともに、和光市二軒新田土地区画整理事業で新設された道路を和光市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、議案第94号、令和6年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,168万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ346億948万1,000円とするものでございます。

初めに、主な歳出について説明いたします。

今回の補正予算では、議会棟1階の有効活用事業に要する費用や市内循環バス運行事業者への支援金を計上するほか、第五小学校の空調機の更新に必要な工事費を増額するなどしております。

次に、歳入については、歳出事業に応じて国庫支出金及び県支出金を増額または減額するほ

か、地方債の対象事業の追加及び廃止に伴い、市債を増額または減額するなどしております。

なお、歳入歳出調整後の歳入不足額につきましては、財政調整基金からの繰入れを行っております。

次に、議案第95号、令和6年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ375万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億9,096万9,000円とするものでございます。

初めに、歳出について説明いたします。

今回の補正予算では、郵便料金改正に伴い役務費を増額するほか、糖尿病性腎症重症化予防対策事業の参加者数の増加に伴い分担金を増額し、また、保健指導プログラムの無償活用により減額するとともに、国保集団健診等発送等業務委託料の単価が当初の見込みを上回ったため、増額しております。

次に、歳入につきましては、歳出事業費の補正に伴い事務費繰入金を増額するほか、保健衛生普及活動及び特定健康診査・特定保健指導の補正に伴い財政調整基金繰入金を増額しております。

次に、議案第96号、令和6年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,707万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億485万4,000円とするものでございます。

歳入については、保険基盤安定負担金の額が確定したため、繰入金を減額しております。

次に、歳出については、歳入に連動して埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付する後期高齢者医療保険料負担金を減額しております。

次に、議案第97号、令和6年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,954万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ49億9,883万1,000円とするものでございます。

初めに、歳出について説明いたします。

コンビニ・電子マネーによる納付件数の増加や介護予防サービス費等の増額等に伴い、総務費、保険給付費、保健福祉事業費を増額するほか、過年度の事業における消費税の返還に伴い基金積立金、諸支出金を増額するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

保険給付費等の増額等に伴い、国・県・支払基金・市のそれぞれの法定割合分などを増額するほか、過年度の事業における消費税の見直しに伴い、諸収入を増額するものでございます。

次に、議案第98号、令和6年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,765万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出の総額をそれぞれ12億6,513万円とするものでございます。

初めに、歳出について説明いたします。

区画整理総務費では、職員異動に伴う予算の組替え及び超過勤務手当の増加により、職員人件費を増額するものでございます。また、区画整理事業費では、補償調査及び建物移転等補償費を追加する必要が生じたため、委託料のほか補償・補填及び賠償金を増額するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

国庫支出金では、社会資本整備総合交付金の交付決定、県支出金において、埼玉県土地区画整理事業県道整備費補助金の交付決定により国庫支出金、県支出金をそれぞれ減額するものでございます。また、市債においては、公共事業等債の減額及び起債対象事業の変更により地方道路等整備事業債を増額し、繰入金においては、歳入歳出の増額に合わせて一般会計繰入金を増額するものでございます。

次に、議案第99号、令和6年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定予算第3条に定める営業外収益を369万4,000円増額し、営業費用を369万4,000円増額するもので、事務所用建物（旧保健センター）の取得価格が確定したため、減価償却費及び長期前受金戻入額が増加したことにより補正するものでございます。

最後に、議案第100号、令和6年度埼玉県和光市下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定予算第3条に定める営業費用を1,100万円増額し、営業外費用を99万2,000円減額するもので、荒川右岸流域下水道事業の維持管理負担金請求額が増額したことに伴い、その費用を計上するため補正するものでございます。

以上となります。

○吉田武司委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前 9時50分 休憩）

再開します。（午前 9時51分 再開）

まず、議案の先議についてです。

議案第85号については、さきの衆議院議員総選挙の実施に伴う補正予算の専決処分ですので、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、開会日に採決したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読－添付資料参照－〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを報告いたします。

次に、陳情についてです。

議会事務局に持参し提出されたものについて、陳情1件を受理しています。受理した陳情は、本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、郵送で提出された陳情について報告願います。

安保議長。

○**安保友博議長** 今回郵送で提出された陳情は、令和6年11月5日受理の臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情、以上1件でございます。

○**吉田武司委員長** ただいま報告されました陳情は、本会議の審議は行わず、その写しを全議員に配付しましたので御確認ください。

それでは、陳情の付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、今回受理した陳情の審査はただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。

通告者は17人です。

質問時間については、議会運営委員会での決定により、今期定例会は再質問を含めて1人40分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

監査報告に対する発言通告はなかったことを報告いたします。

次に、会期についてです。会期は22日間とし、常任委員会を4日間で、第7日に予算決算常任委員会、第8日に予算決算総務環境分科会及び総務環境常任委員会、第9日に予算決算文教厚生分科会及び文教厚生常任委員会、第20日に予算決算常任委員会としたいと思います。

また、一般質問は4日間とし、1日目を5人、2日目以降を4人としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、11月29日、金曜日、12月2日、月曜日、3日、火曜日、9日、月曜日、16日、月曜日を調査休会、11月30日、土曜日、12月1日、日曜日、7日、土曜日、8日、日曜日、14日、土曜日、15日、日曜日を休日休会、18日、水曜日を休会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は12月2日、月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、意見書案についてです。

今回、意見書案はなかったことを報告いたします。

次に、今期定例会のポスターは提示いたしましたとおりです。

休憩します。（午前 9時58分 休憩）

再開します。（午前10時00分 再開）

ポスターについてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

なお、議会終了後は掲示板から速やかに回収してくださるよう御留意願います。

以上で、令和6年和光市議会12月定例会の会期日程等についての協議を終了します。

次に進みます。

特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについてです。

今議会における議員提出議案について、議長より提案があります。

安保議長。

○**安保友博議長** 専決処分事項の指定について、一部改正する必要があります。地方自治法の一部改正に伴い、条がずれることへの対応として、第4項中、地方自治法第243条の2の8第8項を地方自治法第243条の2の9第8項に改正するものです。

○**吉田武司委員長** ただいま議長から提案がありました件につきまして、お手元に議案を配付しています。現時点で総務課コンプライアンス担当での例規事前調整を経たものとなっております。次回の議会運営委員会において確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

特定事件3、議会に関する条例、規則、規程に関することについては以上です。

次に、特定事件7、議会だよりの編集、作成についてです。

2月1日発行予定の議会だよりナンバー127について事務局から説明があります。

工藤議事課長。

○工藤議事課長 議会だよりナンバー127、令和7年2月号の掲載内容について御説明いたします。なお、内容は令和6年2月号の市議会だよりを参考にしています。

掲載内容につきましては、文教厚生常任委員会行政視察報告、12月定例会の主な議案、議会報告会開催報告、市政に対する一般質問ダイジェスト、常任委員会の審査、議案等の採決結果、12月定例会の開催予定、聴覚・視覚障害のある皆様へ、定例会の審議結果、本会議ライブ中継及び録画配信、会議録検索システムの紹介、トピックスとして10月28日開催、朝霞地区議長会議員研修会等を予定しております。

掲載内容の詳細につきましては、12月定例会閉会日に開催されます第1回議会だより編集事前打合せで確定し、来年1月9日に開催されます第2回議会だより編集事前打合せにおいて確認・校正を行い、1月16日開催の議会運営委員会で確定する予定です。

○吉田武司委員長 議会だよりの内容及び発行スケジュールについては御承知おきください。

議会だよりの編集、作成については以上です。

次に進みます。

特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会の総括についてです。

11月9日に開催した議会報告会について、現在のところ事務局に各会派からいただきましたデータをお手元に配付しております。

また、提出いただきましたデータを基に、今後、市議会ホームページに掲載する予定です。過去に対面で行った議会報告会と同様の掲載内容に加えて、意見交換会の概要も掲載することとしています。

反省点等について、改めて各会派から何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、これらを一度会派に持ち帰っていただき、次回の議会運営委員会で総括したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

議会報告会の総括については以上です。

次に、今後の議会運営委員会等の日程を確認します。

12月12日、木曜日、本会議終了後、議員提出議案の確認、12月19日、木曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打合せ1回目、議会改革について、12月23日、月曜日、9時30分から議会改革について、令和7年1月9日、木曜日、9時30分から議会だより編集事前打合せ2回目、1月16日、木曜日、9時30分から議会だよりの編集、作成について、議会改革について、1月22日、水曜日、14時から令和6年度議員研修会、以上となります。よろしく願いいたします。

以上で本日の案件は全て終了しました。

その他、委員の皆様から何かございますか。

松永委員。

○松永靖恵委員 先日、広沢小学校の記念行事ということで議員1人1人にいただいたんですが、これまで小学校の記念行事等には議員が参加されたり、もちろん執行部、市長はじめ教育長が参加されていたんですけれども、今回13日、金曜日で議会中ということなんですが、たまたま場所がサンアゼリアで、最初の開会時間を30分ぐらい遅らせるか、もしくは議員会の中で祝電を議員から出すということを皆さんで話し合っただけならなと思って提案させていただきます。

○吉田武司委員長 今の発言について、皆さん御意見はございますか。

菅原委員。

○菅原満委員 今のお話で、確かにまるっきり出られないということになるということで、大分前ですけれども、以前は3月の議会は3月の第1木曜日からスタートしていて、中学校の卒業式に出られない。当初は出ていたけれども、途中から議会の関係で出られなくなって、その後卒業式に出られるようにしたらということで、1日休会日を設けるようになったという経緯があります。

今回の場合は、全校に関係するということではないですけれども、記念すべき周年行事で、かつ教育長も議会だと出られないということもあるので、その辺についてどのようにしたらよいか協議して決められるというのは意見としてあるのかなと。議会開会が遅れて、終わりも遅れますけれども、その辺についてせっかくの周年行事ということで、議員全員が出るか出られないかは別として、教育長等の出席、欠席もあるので、協議されたいと思います。

○吉田武司委員長 今発言がありましたけれども、会議の開会時間を30分遅らせれば済むのかどうかということと、せっかくの周年行事で教育長が行けないというのもどうかなというふうには思っていますけれども、一度そのことについて協議したいと思います。

休憩します。（午前10時10分 休憩）

再開します。（午前10時26分 再開）

今発言をいただきました内容について、広沢小学校のほうで準備を進めているというところで、会議次第とか式典次第等もあるということで、また市長部局と教育長のほうの調整も必要なことから、もし調整が整って出席が可能となった場合は、13日、金曜日の一般質問は10時30分から開催するというので、もし出席が可能ではない場合は議長名でメッセージを送るということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにしたいと思いますので、事務局については調整のほどよろしく願いいたします。

また、ポスターについては、その部分に変更になりますので、このままポスターを貼っても

らうか、貼った後にその後決定して訂正シールを貼るか、それともポスターを1日ぐらい、でも開会がもうあさってになってしまうので、あした中には貼らなければいけないんですけども、その辺について、事務局どうですか、調整については。

亀井議会事務局長。

○亀井議会事務局長 これから執行部と教育委員会、あと学校の3者と協議しなくてはいけないので、今日中にそれが整えばいいんですけども、そこはちょっと分からないところですので、できれば早くやりたいとは思いますが、その状況を見て御相談させていただくということでもよろしいでしょうか。

○吉田武司委員長 ありがとうございます。

それでは、1回このポスターのまま貼り出しをして、状況が整い次第、早急に調整は難しいのかなと思いますので、手間はかかると思うんですけども、その後に13日目のところをちょっとシールか何かで貼り替えるということでもよろしいですか。今日中とかあしたの午前中ぐらいいまでに調整が整って、ポスターが整えられればそれでいいと思うんですけども、それ以降になる場合は1回これで貼り出しをしていただいて、訂正のシールをまた貼って回るということで、あさってから議会が開催されてしまうので、あした中には貼らなければいけないと思いますので、そのようにしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

休憩します。(午前10時30分 休憩)

再開します。(午前10時56分 再開)

安保議長。

○安保友博議長 私のほうから3点報告がございます。

まず1つ目が、先般18日に皆様に共有しました議長報告、専決処分の不承認に伴う措置についてについてですけども、前回協議いただきまして、この内容では議会運営委員会としては納得できないということで、改めて議案として報告を出していただくことを要請するというので、内容を精査して改めてそれを市長に提出したいと思っておりますので、その旨よろしく願いいたします。

○吉田武司委員長 皆さん、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

では、議長につきましては、そのようにしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

安保議長。

○安保友博議長 2点目です。これも議長報告で出ました11月20日付の議会の議決を経ずに行った財産の取得に係る今後の対応についての報告ですけども、これについての経緯を皆様に共有したいと思ひまして、報告させていただきます。

議案第73号から第81号までの追認の否決となった案件についてですけれども、今回この議長報告に当たって石川教育長が来て説明をしております。その内容としては、ここにあるように、またその法的見解については改めて検討してやっていきたいというところ、これ議長報告でもう既に出ているものです。一応私のほうからは、民事事件と異なって、これは無効という違法状態を放置するというのが行政上正しいはずがないので、再考するように改めて申入れしたということで、これは皆様に報告です。

次に、3点目です。11月26日付のパワーハラスメント類似行為等に対する調査の実施について、先ほど朝9時から市長と面談をし、これを受け取ってまいりました。申入れした内容については、今日共有させていただきますけれども、各会派から寄せられたパワーハラスメント等類似行為のまとめ、中身についてはこちらでは一切いじっておらず、そのまま提出しております。それに対する受け止め、または今後の方向性について、12月定例会の開会前までに報告してほしいという申入れをしたところ、今日これが出てきました。

内容としては、市の職場におけるハラスメント防止指針における第6、ハラスメントへの対応、8、職員以外の者にハラスメントを行った場合には、対応に定められた内容を踏まえ、市議会議員の皆様の判断を揺るがすような不適切な発言の有無を含めて事実確認を行うということで、適切に対応しますということでした。

お話の中で、市長からありました。職員同士のパワーハラスメントにおいても、一般的に1年、早くても半年以上かかるのがあって、今回については、どのような仕組みで扱うかということも含めてゼロから考える必要があるということで、期間としてはどれだけかかるか分からないということでした。

一応、私のほうからは、実際に期間がかかってしまうというのは結果としてはしようがないかもしれないけれども、どういう心積もりでそれをやるのかというところが一切ここから見えてこないで、どういうつもりでやるのかということを行ったところ、丁寧にやる必要はあるけれども、なるべく早く果たしたいということは回答を得ております。

また、進捗については、都度議会に報告するというのを約束しましたので、その旨も皆様と共有しておきます。

報告は以上です。

○吉田武司委員長 以上、議長からの報告については、会派にて周知していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにありますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料については委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時01分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司